

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部
文書 局
課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

告 示

○土地改良区の定款の変更の認可.....	(農業施設管理課)	12
○道営土地改良事業変更計画の決定.....	(農業施設管理課)	12
○土地改良法による道営換地計画の決定.....	(農業施設管理課)	12
○農業委員会が行う交換分合計画の認可.....	(農業施設管理課)	13
○道営土地改良事業の工事の完了.....	(農業施設管理課)	13
○知事権限に係る保安林の指定.....	(治山課)	13
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定.....	(治山課)	13
○道路の区域の変更及び供用の開始.....	(維持管理防災課)	13
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	(建設管理課)	14
○都市計画事業の認可.....	(都市環境課)	14

旭川子ども総合療育センター告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	15
------------------------	----

道企業管理規程

○北海道企業局財務規程の一部を改正する規程.....	15
----------------------------	----

道立病院局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	16
○特定調達契約に係る入札の公告.....	19
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	20

道教育委員会教育長告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	21
------------------------	----

道教育庁教育局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示（2件）.....	21
○特定調達契約に係る入札の公告.....	22
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	24

道公安委員会規則

○金属くず回収業に関する条例施行規則の一部を改正する規則.....	24
-----------------------------------	----

告 示

北海道告示第187号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

令和7年4月4日

北海道知事 鈴木直道

認可年月日 土地改良区名
令和7.3.24 沼田町土地改良区
同 蘭越土地改良区

北海道告示第188号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、令和7年4月7日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この計画の変更については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に審査請求をすることができる。

また、この計画の変更については、この告示の日の翌日から起算して6か月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となる。）を被告として、当該計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

令和7年4月4日

北海道知事 鈴木直道

地区名	事業の種類	縦覧場所
遠別第2	農業用排水施設、区画整理	北海道留萌振興局のウェブサイト
中西別第2	区画整理	北海道根室振興局のウェブサイト
大成零号	農業用道路	同

北海道告示第189号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、厚真町1区上流地区の換地計画を定めた。

その関係書類は、北海道胆振総合振興局に備え置いて、令和7年4月7日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この計画については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に審査請求をすることができる。

また、この計画については、この告示の日の翌日から起算して6か月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となる。）を被告として、当該計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和7年4月4日

北海道知事 鈴木直道

北海道告示第190号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第98条第8項の規定により、南富良野町農業委員会が定めた南富良野町北落合地区の農用地等の交換分合計画を認可した。

この認可については、この告示の日の翌日から起算して6か月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となる。）を被告として、当該認可の取消しの訴えを提起することができる。

令和7年4月4日

北海道知事 鈴木直道

北海道告示第191号

次のとおり道営土地改良事業の工事を完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により公告する。

令和7年4月4日

北海道知事 鈴木直道

地区名	事業の種類	完了年月日
女満別豊住	農業用排水施設、区画整理	令和 6. 3. 8
同	農業用道路	同 5.10.20
同	客土、暗渠排水	同 6. 1.19
女満別南部	農業用排水施設、区画整理	同 6. 3. 8
同	農業用道路	同 7. 2.28
同	客土	同 4. 2.28
同	暗渠排水	同 5. 3.10
同	農用地保全	同 4. 3.10
峰浜豊倉	農業用排水施設	同 5. 3.28
同	区画整理	同 6. 3. 8
同	客土、暗渠排水	同 5.12.20
同	除礫	同 2.12.18
サロマ東部	区画整理、暗渠排水	同 5.12.20
同	客土	同 5. 2. 2
若佐	農業用排水施設	同 4. 9. 9
同	農業用道路	同 6. 2. 1
同	区画整理	同 3.12.10

同 暗渠排水

はまなす第3 区画整理

同 1.12.10

同 5.10.30

北海道告示第192号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

令和7年4月4日

北海道知事 鈴木直道

1 保安林の所在場所 礼文郡礼文町大字香深村字ヘウケトンナイ177の1・233の1・346の1・346の3・421・465・660（以上7筆について次の図に示す部分に限る。）・419、420、549、550、661、840、915

2 指定の目的 土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

（1）立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（2）立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道宗谷総合振興局産業振興部林務課及び礼文町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第193号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

令和7年4月4日

北海道知事 鈴木直道

1 解除予定保安林の所在場所 島牧郡島牧村（国有林。次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 水源の涵養

3 解除の理由 指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び島牧村役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第194号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道釧路総合振興局釧路建設管理部に備え置いて、この告示の日から起算して2週間、一般の縦覧に供する。

令和7年4月4日

北海道知事 鈴木直道

- 1 道路の種類 道道
2 路線名 薫別川北線
3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
標津郡標津町字古多糠2054番地先（河川敷地）から 同郡標津町字古多糠755番1地先まで	前	11.43mから 57.47mまで	683.82m	—
	前	26.12mから 78.75mまで	585.02m	—
	後	26.12mから 78.75mまで	585.02m	—

北海道告示第195号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和7年4月4日

北海道知事 鈴木直道

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
令和7年度北海道土木工事設計積算電算システム及び入札契約総合管理システムほか運用業務 一式
- 2 随意契約の相手方を決定した日
令和7年3月18日
- 3 随意契約相手方の氏名及び住所
(1) 氏名 株式会社HBA
(2) 住所 札幌市中央区北4条西7丁目1番地8
- 4 随意契約に係る契約金額
98,472,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 6 随意契約によった理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第

372号）第11条第1項第2号の規定による。

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名称 北海道建設部建設政策局建設管理課

(2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第196号

都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第109条の3の規定に基づき、次のとおり都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定による都市計画事業の認可をした。

令和7年4月4日

北海道知事 鈴木直道

- 1 (1) 施行者の名称 北広島市
(2) 都市計画事業の種類及び名称 札幌圏都市計画道路事業 3・2・201号 中央通
(3) 事業施行期間 令和7年3月19日から令和17年3月31日まで
(4) 事業地 北広島市中央6丁目
- 2 (1) 施行者の名称 北広島市
(2) 都市計画事業の種類及び名称 札幌圏都市計画公園事業 2・2・1212号 めばえ公園
(3) 事業施行期間 令和7年3月19日から令和10年3月31日まで
(4) 事業地 北広島市共栄町4丁目の一部
- 3 (1) 施行者の名称 北広島市
(2) 都市計画事業の種類及び名称 札幌圏都市計画公園事業 2・2・1223号 すずむし公園
(3) 事業施行期間 令和7年3月19日から令和10年3月31日まで
(4) 事業地 北広島市美沢1丁目の一部
- 4 (1) 施行者の名称 北広島市
(2) 都市計画事業の種類及び名称 札幌圏都市計画公園事業 3・3・351号 南公園
(3) 事業施行期間 令和7年3月19日から令和10年3月31日まで
(4) 事業地 北広島市南町3丁目の一部
- 5 (1) 施行者の名称 北広島市
(2) 都市計画事業の種類及び名称 札幌圏都市計画公園事業 3・3・352号 北広公園
(3) 事業施行期間 令和7年3月19日から令和10年3月31日まで
(4) 事業地 北広島市栄町2丁目の一部
- 6 (1) 施行者の名称 北広島市
(2) 都市計画事業の種類及び名称 札幌圏都市計画公園事業 3・4・353号 竹葉公

園 (3) 事業施行期間 令和7年3月19日から令和10年3月31日まで (4) 事業地 北広島市高台町2丁目の一部 7(1) 施行者の名称 北広島市 (2) 都市計画事業の種類及び名称 札幌圏都市計画公園事業 3・3・354号 広島公園 園 (3) 事業施行期間 令和7年3月19日から令和10年3月31日まで (4) 事業地 北広島市共栄町2丁目の一部	北海道企業局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。 令和7年4月4日 北海道公営企業管理者 天 沼 宇 雄 北海道企業管理規程第2号 北海道企業局財務規程の一部を改正する規程 北海道企業局財務規程（昭和53年北海道企業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。 別表第1 剰余金の表中 <table><tr><td>「</td><td>(何々) 積立金 その他未処分利益剰余金変動額</td><td>(何々) 積立金 その他未処分利益剰余金変動額</td><td>」を</td></tr><tr><td>「</td><td>(何々) 積立金 他会計繰出金 その他未処分利益剰余金変動額</td><td>(何々) 積立金 他会計繰出金 その他未処分利益剰余金変動額</td><td>」に改める。</td></tr></table> 別表第2 固定資産の表中 <table><tr><td>「</td><td>苫小牧地区工業用水道第二期改修建設仮勘定</td><td>」を</td></tr><tr><td>「</td><td>苫小牧地区工業用水道第二期改修建設仮勘定 苫小牧地区工業用水道配水施設整備建設仮勘定</td><td>」に、</td></tr><tr><td>「</td><td>電話加入権 ソフトウェア</td><td>」を</td></tr><tr><td>「</td><td>電話加入権 ダム使用権 ソフトウェア</td><td>」に、</td></tr></table> 同表繰延収益の表中 <table><tr><td>「</td><td>長期前受負担金収益化累計額 長期前受補償金</td><td>」を</td></tr><tr><td>「</td><td>長期前受負担金収益化累計額 他会計負担金 他会計負担金収益化累計額 長期前受補償金</td><td>」に改める。</td></tr></table>	「	(何々) 積立金 その他未処分利益剰余金変動額	(何々) 積立金 その他未処分利益剰余金変動額	」を	「	(何々) 積立金 他会計繰出金 その他未処分利益剰余金変動額	(何々) 積立金 他会計繰出金 その他未処分利益剰余金変動額	」に改める。	「	苫小牧地区工業用水道第二期改修建設仮勘定	」を	「	苫小牧地区工業用水道第二期改修建設仮勘定 苫小牧地区工業用水道配水施設整備建設仮勘定	」に、	「	電話加入権 ソフトウェア	」を	「	電話加入権 ダム使用権 ソフトウェア	」に、	「	長期前受負担金収益化累計額 長期前受補償金	」を	「	長期前受負担金収益化累計額 他会計負担金 他会計負担金収益化累計額 長期前受補償金	」に改める。
「	(何々) 積立金 その他未処分利益剰余金変動額	(何々) 積立金 その他未処分利益剰余金変動額	」を																								
「	(何々) 積立金 他会計繰出金 その他未処分利益剰余金変動額	(何々) 積立金 他会計繰出金 その他未処分利益剰余金変動額	」に改める。																								
「	苫小牧地区工業用水道第二期改修建設仮勘定	」を																									
「	苫小牧地区工業用水道第二期改修建設仮勘定 苫小牧地区工業用水道配水施設整備建設仮勘定	」に、																									
「	電話加入権 ソフトウェア	」を																									
「	電話加入権 ダム使用権 ソフトウェア	」に、																									
「	長期前受負担金収益化累計額 長期前受補償金	」を																									
「	長期前受負担金収益化累計額 他会計負担金 他会計負担金収益化累計額 長期前受補償金	」に改める。																									
旭川子ども総合療育センター告示																											
北海道立旭川子ども総合療育センター告示第15号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 令和7年4月4日 北海道立旭川肢体不自由児総合療育センター院長 田 中 肇 1 落札に係る特定役務の名称及び数量 北海道立旭川子ども総合療育センター庁舎清掃業務及び北海道旭川養護学校庁舎清掃業務 一式 2 落札を決定した日 令和7年3月26日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 プイファッション仙台株式会社 (2) 住 所 宮城県仙台市宮城野区原町5丁目8番47号 4 落札金額 24,750,000円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 令和7年2月4日付け北海道立旭川子ども総合療育センター告示第1号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道立旭川子ども総合療育センター庶務課 (2) 所在地 旭川市春光台2条1丁目1番43号																											
道 企 業 管 理 規 程																											

附 則

- この規程は、令和7年4月4日から施行する。ただし、改正後の別表第2（ダム使用権に係る部分に限る。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。

道 立 病 院 局 告 示

北海道道立病院局告示第9号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和7年4月4日

北海道病院事業管理者 井 上 聡 巳

1 落札に係る物品等の名称及び数量

- ゲンタマイシン硫酸塩軟膏0.1%「F」 1mg1g 10g×10本（アルミニウムチューブ） （1包装当たりの単価） 31箱
- ツロブテロールテープ2mg「久光」 2mg1枚 1枚×70袋（3.2cm×3.2cm） （1包装当たりの単価） 5箱
- ディアコミットドライシロップ250mg 250mg×60包 （1包装当たりの単価） 6箱
- デパケンR錠200mg 200mg／錠 PTP 10錠×10 （1包装当たりの単価） 13箱
- デパケンR錠200mg 200mg／錠 バラ 1000錠×1瓶 （1包装当たりの単価） 15箱
- パルクス注5μg 5μg 1mL1管×10管 （1包装当たりの単価） 24箱
- ベクルリー点滴静注用100mg 100mg 1瓶×1瓶 （1包装当たりの単価） 468箱
- ボルヒール組織接着用1mL 1mLセット （1包装当たりの単価） 42箱
- ボルヒール組織接着用3mL 3mLセット （1包装当たりの単価） 18箱
- モルヒネ塩酸塩注射液10mg「シオノギ」 1%1mL 1管×10管 （1包装当たりの単価） 37箱
- ラグノスNF経口ゼリー分包12g 54.167%12g 1包×84包 （1包装当たりの単価） 13箱
- 生理食塩液「ヒカリ」 500mL1袋×20袋（ソフトバック） （1包装当たりの単価） 252箱
- 生理食塩液「ヒカリ」 100mL×10瓶（プラスチック） （1包装当たりの単価） 137箱
- 注射用アナクトC2,500単位 2,500単位×1瓶 5mL（溶）付 （1包装当たりの単価） 6箱
- アミティーザカプセル12μg 12μg／カプセル PTP 10カプセル×10 （1包装当たりの単価） 13箱

- アレビアチン散10% 100mg／g バラ 500g×1瓶 （ポリ） （1包装当たりの単価） 2箱
- ガドテル酸メグルミン静注38%シリンジ13mL「GE」 37.695% 13mL1筒×10筒 （1包装当たりの単価） 18箱
- ガドテル酸メグルミン静注38%シリンジ20mL「GE」 37.695% 20mL1筒×10筒 （1包装当たりの単価） 6箱
- ソリターT配合顆粒3号 4g 4g×100包 （1包装当たりの単価） 90箱
- ソル・メドロール静注用125mg 125mg×5瓶 2mL（溶）付 （1包装当たりの単価） 62箱
- トリクロリールシロップ10%500mL 10%×500mL （1包装当たりの単価） 96箱
- ハイゼントラ20%皮下注4g／20mLシリンジ 4g 20mL×1本 （1包装当たりの単価） 30箱
- フィジオ140 500mL 500mL×20 （1包装当たりの単価） 60箱
- フルデカシン筋注25mg 25mg／1mL×5瓶 （1包装当たりの単価） 109箱
- プレアミン-P注射液 200mL 200mL×10袋 （1包装当たりの単価） 114箱
- ミダフレッサ静注0.1% 10mL 10mg 10mL×10瓶 （1包装当たりの単価） 30箱
- リハビックス-K2号輸液500mL 500mL×20袋 （1包装当たりの単価） 36箱
- 注射用水 PL（フソー）開栓用ダブル500mL 500mL×20 （1包装当たりの単価） 150箱
- 注射用水バッグ「フソー」 1L1袋×10袋 （1包装当たりの単価） 594箱
- 白色ワセリン「日医工」 500g×1瓶 （1包装当たりの単価） 15箱
- シナジス筋注液100mg 100mg 1.0mL×1瓶 （1包装当たりの単価） 108箱
- シナジス筋注液50mg 50mg 0.5mL×1瓶 （1包装当たりの単価） 66箱
- パルクス注10μg 2mL 10μg 2mL×5A （1包装当たりの単価） 138箱
- イノベロン錠200mg 200mg PTP 100T （1包装当たりの単価） 12箱
- インチュニブ錠1mg 1mg／錠 PTP 10錠×10 （1包装当たりの単価） 3箱
- エレンタール配合内用剤80g 80g×14袋 （1包装当たりの単価） 66箱
- エレンタールP乳幼児用配合内用剤80g 80g×10袋 （1包装当たりの単価） 60箱
- コロナール錠200 200mg／錠 PTP 10錠×10 （1包装当たりの単価） 50箱
- セレニカR顆粒40% 400mg／g バラ 100g×1瓶 （1包装当たりの単価） 9箱
- ニューモボックスNPシリンジ 0.5mL1筒×1筒 （1包装当たりの単価） 31箱
- ネオシネジンコーワ注1mg 1mg／1mL×10管 （1包装当たりの単価） 42箱
- ホストイン静注750mg 750mg 10mL1瓶×2瓶 （1包装当たりの単価） 9箱
- リドカインテープ18mg「NP」 （18mg）30.5mm×50.0mm 1枚×200枚 （1

包装当たりの単価)	72箱	(67) セプーロチン静注用1000単位（溶解液付） 1000国際単位 1 瓶（溶解液付）	（1 包 装当たりの単価）	12箱
(44) ロピオン静注50mg 50mg／5 mL×10管 （1 包装当たりの単価）	33箱	(68) ダイフェン配合錠 PTP 10錠×10 （1 包装当たりの単価）		12箱
(45) 生食溶解液キットH 100mL×10キット （1 包装当たりの単価）	416箱	(69) デュピクセント皮下注300mgシリンジ 300mg 2 mL 1 筒×1 筒 （1 包装当たり の単価）		2 箱
(46) 大塚生食注 50mL×10瓶（プラスチック） （1 包装当たりの単価）	179箱	(70) ノイアート静注用500単位 500単位 1 瓶 （1 包装当たりの単価）		6 箱
(47) 大塚生食注 2 ポート100mL 100mL 1 キット×10キット（プラボトル） （1 包装当 たりの単価）	194箱	(71) ノボリン R 注100単位／mL 100単位 1 mLバイアル 10mL×1 瓶 （1 包装当たり の単価）		7 箱
(48) 大塚糖液 5 %50mL 5 % 50mL×10B （1 包装当たりの単価）	300箱	(72) ハプトグロビン静注2000単位「J B」 2000単位100mL×1 瓶 （1 包装当たりの単 価）		42箱
(49) T J -068ツムラ芍薬甘草湯エキス顆粒（医療用） 分包 2.5 g×42包 （1 包装当 たりの単価）	21箱	(73) プレバナー20水性懸濁注 0.5mL×1 （1 包装当たりの単価）		24箱
(50) アルチバ静注用 2 mg 2 mg×5 瓶 （1 包装当たりの単価）	13箱	(74) メンクアッドフィ筋注 0.5mL 1 瓶×1 瓶 （1 包装当たりの単価）		6 箱
(51) トラゼンタ錠 5 mg 5 mg／錠 PTP 10錠×10 （1 包装当たりの単価）	17箱	(75) ユニツキシ点注静注17.5mg／5 mL 5 mL×1 瓶 （1 包装当たりの単価）		1 箱
(52) ビバンセカプセル20mg 20mg／カプセル PTP 10カプセル×3 （1 包装当たり の単価）	3 箱	(76) 献血アルブミン20%静注 4 g／20mL「J B」 20% 20mL×1 瓶 （1 包装当たり の単価）		144箱
(53) ビバンセカプセル30mg 30mg／カプセル PTP 10カプセル×3 （1 包装当たり の単価）	5 箱	(77) 献血グロベニン I 静注用2.5g50mL 2500mg×50mL （1 包装当たりの単価）		30箱
(54) 沈降破傷風トキソイド「生研」 0.5mL 1 瓶×1 瓶 （1 包装当たりの単価）	66箱	(78) 生食注シリンジ「オーツカ」10mL 10mL 1 筒×10筒（ルアーロックタイプ） （1 包装当たりの単価）		488箱
(55) オメプラゾール注射用20mg「日医工」 20mg 1 瓶×10瓶 （1 包装当たりの単 価）	81箱	(79) 硫酸バリウム散99.1%「共成」 SHAKE一般用 99.1%10 g バラ 300 g×30本 （1 包装当たりの単価）		7 箱
(56) グリセリン浣腸液50%「ケンエー」 50% 30mL 1 個×20個（Lタイプ） （1 包 装当たりの単価）	247箱	2 落札を決定した日		
(57) グリセリン浣腸液50%「ケンエー」 50% 60mL 1 個×10個（Lタイプ） （1 包 装当たりの単価）	150箱	令和7年3月18日		
(58) アセレント注100μg 100μg 2 mL×10瓶 （1 包装当たりの単価）	48箱	3 落札者の氏名及び住所		
(59) ヴォリブリス錠2.5mg 2.5mg PTP 60T （1 包装当たりの単価）	3 箱	(1) 1 の(1)から(14)まで		
(60) エネーボ配合経腸用液250mL 250mL×24缶 （1 包装当たりの単価）	264箱	ア 氏 名 株式会社スズケン		
(61) エンスプリング皮下注120mgシリンジ 120mg 1 mL 1 筒×1 筒 （1 包装当たり の単価）	1 箱	イ 住 所 名古屋市東区東片端町 8 番地		
(62) ギャバロン髄注0.2% 5 mL 0.2% 5 mL×1 A （1 包装当たりの単価）	78箱	(2) 1 の(15)から(30)まで		
(63) ギャバロン髄注0.05% 20mL 0.05% 20mL×1 A （1 包装当たりの単価）	12箱	ア 氏 名 アルフレッサ株式会社		
(64) コルスバ静注透析用シリンジ17.5μg 17.5μg 0.7mL 1 筒×10筒 （1 包装当たり の単価）	10箱	イ 住 所 東京都千代田区内神田 1 丁目12番 1 号		
(65) コルスバ静注透析用シリンジ25.0μg 25μg 0.7mL 1 筒×10筒 （1 包装当たりの 単価）	8 箱	(3) 1 の(31)から(33)まで		
(66) コルスバ静注透析用シリンジ35.0μg 35μg 0.7mL 1 筒×10筒 （1 包装当たりの 単価）	7 箱	ア 氏 名 東邦薬品株式会社		
		イ 住 所 東京都世田谷区代沢 4 丁目43番11号		
		(4) 1 の(34)から(48)まで		
		ア 氏 名 株式会社メディセオ		
		イ 住 所 東京都中央区京橋 3 丁目 1 番 1 号		

(5)	1の(49)から(54)まで		
ア	氏名	株式会社モロオ	
イ	住所	札幌市中央区北3条西15丁目1番地の50	
(6)	1の(55)から(57)まで		
ア	氏名	東洋薬品株式会社	
イ	住所	帯広市東2条南8丁目14番地	
(7)	1の(58)から(79)まで		
ア	氏名	株式会社ほくやく	
イ	住所	札幌市中央区北6条西16丁目1番地5	
4	落札金額		
(1)	1の(1)	ゲンタマイシン硫酸塩軟膏0.1%「F」 1mg1g 10g×10本（アルミニウムチューブ）	979円
(2)	1の(2)	ツロブテロールテープ2mg「久光」 2mg1枚 1枚×70袋（3.2cm×3.2cm）	1,557円
(3)	1の(3)	ディアコミットドライシロップ250mg 250mg×60包	42,219円
(4)	1の(4)	デパケンR錠200mg 200mg／錠 PTP 10錠×10	981円
(5)	1の(5)	デパケンR錠200mg 200mg／錠 バラ 1000錠×1瓶	9,810円
(6)	1の(6)	パルクス注5μg 5μg 1mL1管×10管	11,390円
(7)	1の(7)	ベクルリー点滴静注用100mg 100mg 1瓶×1瓶	41,108円
(8)	1の(8)	ボルヒール組織接着用1mL 1mLセット	9,767円
(9)	1の(9)	ボルヒール組織接着用3mL 3mLセット	26,809円
(10)	1の(10)	モルヒネ塩酸塩注射液10mg「シオノギ」 1%1mL 1管×10管	2,634円
(11)	1の(11)	ラグノスNF経口ゼリー分包12g 54.167%12g 1包×84包	3,716円
(12)	1の(12)	生理食塩液「ヒカリ」 500mL1袋×20袋（ソフトバック）	4,180円
(13)	1の(13)	生理食塩液「ヒカリ」 100mL×10瓶（プラスチック）	1,290円
(14)	1の(14)	注射用アナクトC2,500単位 2,500単位×1瓶 5mL（溶）付	276,000円
(15)	1の(15)	アミティーザカプセル12μg 12μg／カプセル PTP 10カプセル×10	4,145円
(16)	1の(16)	アレビアチン散10% 100mg／g バラ 500g×1瓶（ポリ）	5,389円
(17)	1の(17)	ガドテル酸メグルミン静注38%シリンジ13mL「GE」 37.695% 13mL1筒×10筒	21,648円
(18)	1の(18)	ガドテル酸メグルミン静注38%シリンジ20mL「GE」 37.695% 20mL1筒×10筒	29,304円
(19)	1の(19)	ソリターT配合顆粒3号 4g 4g×100包	3,010円
(20)	1の(20)	ソル・メドロール静注用125mg 125mg×5瓶 2mL（溶）付	2,571円

(21)	1の(21)	トリクロリールシロップ10%500mL 10%×500mL	4,679円
(22)	1の(22)	ハイゼントラ20%皮下注4g／20mLシリンジ 4g 20mL×1本	35,848円
(23)	1の(23)	フィジオ140 500mL 500mL×20	3,747円
(24)	1の(24)	フルデカシン筋注25mg 25mg／1mL×5瓶	6,135円
(25)	1の(25)	プレアミン-P注射液 200mL 200mL×10袋	4,275円
(26)	1の(26)	ミダフレッサ静注0.1% 10mL 10mg 10mL×10瓶	28,330円
(27)	1の(27)	リハビックス-K2号輸液500mL 500mL×20袋	19,455円
(28)	1の(28)	注射用水 PL（フソー）開栓用ダブル500mL 500mL×20	3,800円
(29)	1の(29)	注射用水バッグ「フソー」 1L1袋×10袋	2,777円
(30)	1の(30)	白色ワセリン「日医工」 500g×1瓶	1,104円
(31)	1の(31)	シナジス筋注液100mg 100mg 1.0mL×1瓶	85,374円
(32)	1の(32)	シナジス筋注液50mg 50mg 0.5mL×1瓶	43,294円
(33)	1の(33)	パルクス注10μg 2mL 10μg 2mL×5A	6,638円
(34)	1の(34)	イノベロン錠200mg 200mg PTP 100T	11,773円
(35)	1の(35)	インチュニブ錠1mg 1mg／錠 PTP 10錠×10	34,855円
(36)	1の(36)	エレンタール配合内用剤80g 80g×14袋	5,600円
(37)	1の(37)	エレンタールP乳幼児用配合内用剤80g 80g×10袋	5,900円
(38)	1の(38)	カロナール錠200 200mg／錠 PTP 10錠×10	590円
(39)	1の(39)	セレニカR顆粒40% 400mg／g バラ 100g×1瓶	3,201円
(40)	1の(40)	ニューモボックスNPシリンジ 0.5mL1筒×1筒	4,100円
(41)	1の(41)	ネオシネジンコーワ注1mg 1mg／1mL×10管	835円
(42)	1の(42)	ホストイン静注750mg 750mg 10mL1瓶×2瓶	11,300円
(43)	1の(43)	リドカインテープ18mg「NP」 (18mg) 30.5mm×50.0mm 1枚×200枚	8,136円
(44)	1の(44)	ロピオン静注50mg 50mg／5mL×10管	2,440円
(45)	1の(45)	生食溶解液キットH 100mL×10キット	1,887円
(46)	1の(46)	大塚生食注 50mL×10瓶（プラスチック）	1,245円
(47)	1の(47)	大塚生食注2ポート100mL 100mL1キット×10キット（プラボトル）	1,880円
(48)	1の(48)	大塚糖液5%50mL 5% 50mL×10B	1,290円
(49)	1の(49)	TJ-068ツムラ芍薬甘草湯エキス顆粒（医療用） 分包 2.5g×42包	991円
(50)	1の(50)	アルチバ静注用2mg 2mg×5瓶	6,832円
(51)	1の(51)	トラゼンタ錠5mg 5mg／錠 PTP 10錠×10	10,255円
(52)	1の(52)	ビバンセカプセル20mg 20mg／カプセル PTP 10カプセル×3	17,653円

(53) 1の(53) ビバンセカプセル30mg 30mg／カプセル PTP 10カプセル×3 19,548円 (54) 1の(54) 沈降破傷風トキソイド「生研」 0.5mL 1瓶×1瓶 947円 (55) 1の(55) オメプラゾール注射用20mg「日医工」 20mg 1瓶×10瓶 2,950円 (56) 1の(56) グリセリン浣腸液50%「ケンエー」 50% 30mL 1個×20個（Lタイプ） 1,894円 (57) 1の(57) グリセリン浣腸液50%「ケンエー」 50% 60mL 1個×10個（Lタイプ） 1,133円 (58) 1の(58) アセレンド注100μg 100μg 2mL×10瓶 14,681円 (59) 1の(59) ヴォリプリス錠2.5mg 2.5mg PTP 60T 170,171円 (60) 1の(60) エネーボ配合経腸用液250mL 250mL×24缶 4,440円 (61) 1の(61) エンスプリング皮下注120mgシリンジ 120mg 1mL 1筒×1筒 1,024,784円 (62) 1の(62) ギャバロン髄注0.2% 5mL 0.2% 5mL×1A 20,504円 (63) 1の(63) ギャバロン髄注0.05% 20mL 0.05% 20mL×1A 20,533円 (64) 1の(64) コルスバ静注透析用シリンジ17.5μg 17.5μg 0.7mL 1筒×10筒 26,390円 (65) 1の(65) コルスバ静注透析用シリンジ25.0μg 25μg 0.7mL 1筒×10筒 32,050円 (66) 1の(66) コルスバ静注透析用シリンジ35.0μg 35μg 0.7mL 1筒×10筒 38,550円 (67) 1の(67) セプーロチン静注用1000単位（溶解液付） 1000国際単位 1瓶（溶解液付） 497,224円 (68) 1の(68) ダイフェン配合錠 PTP 10錠×10 1,345円 (69) 1の(69) デュピクセント皮下注300mgシリンジ 300mg 2mL 1筒×1筒 47,234円 (70) 1の(70) ノイアート静注用500単位 500単位 1瓶 18,794円 (71) 1の(71) ノボリンR注100単位／mL 100単位 1mLバイアル 10mL×1瓶 2,170円 (72) 1の(72) ハプトグロビン静注2000単位「JB」 2000単位100mL×1瓶 81,240円 (73) 1の(73) プレベナー20水性懸濁注 0.5mL×1 6,500円 (74) 1の(74) メンクアッドフィ筋注 0.5mL 1瓶×1瓶 17,550円 (75) 1の(75) ユニツキシ点注17.5mg／5mL 5mL×1瓶 1,216,882円 (76) 1の(76) 献血アルブミン20%静注4g／20mL「JB」 20% 20mL×1瓶 3,273円 (77) 1の(77) 献血グロベニンI静注用2.5g50mL 2500mg×50mL 24,210円 (78) 1の(78) 生食注シリンジ「オーツカ」10mL 10mL 1筒×10筒（ルアーロックタイプ） 889円 (79) 1の(79) 硫酸バリウム散99.1%「共成」 SHAKE一般用 99.1%10g バラ 300g×30本 12,240円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札	6 一般競争入札の公告 令和7年2月4日付け北海道道立病院局告示第2号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道道立病院局経営企画課 (2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道道立病院局告示第10号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。 令和7年4月4日 北海道病院事業管理者 井 上 聡 巳 1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品等の名称及び調達予定数量 ア 調達をする物品等の名称 透析用剤（Dドライ透析剤2.5S 2瓶1組×4組）ほか373品目（1包装当たりの単価） イ 調 達 予 定 数 量 入札説明書及び仕様書による。 374品目については、それぞれの入札とする。 (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。 (3) 契 約 期 間 令和7年6月1日から同年9月30日まで (4) 納 入 場 所 入札説明書による。 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 令和7年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の購入の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。 (4) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第24条第1項に規定する卸売販売業の許可を受けていること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 ア 申 請 の 時 期 令和7年4月4日（金）から同年5月8日（木）まで（日曜
--	--

日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道道立病院局経営企画課 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 4 契約条項を示す場所 北海道道立病院局経営企画課 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入札場所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館4階 道立病院局会議室（送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道道立病院局経営企画課） (2) 入札日時 令和7年5月15日（木）午前9時30分（送付による場合は、同月14日（水）までに必着） (3) 開札場所 (1)に同じ。 (4) 開札日時 (2)に同じ。 6 入札保証金 平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。 7 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交付場所 4に同じ。 (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。 なお、北海道道立病院局のホームページ(https://www.pref.hokkaido.lg.jp/db/bkk/kaiirekariire.html)においてダウンロードすることができる。 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否 落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。 品目ごとに落札者を決定することとし、有効な入札をした者のうち、入札金額（単価）が北海道道立病院局財務規程（平成29年北海道病院事業管理規程第18号）第242条の規定によりその例によることとされる北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（単価）の制限の範囲内であって、かつ、最低の価格（単価）であるものを落札者とする。 9 落札者と契約の締結を行わない場合 (1) 落札者が暴力団関係事業者等であることにより、道が行う公共事業等から除外する措	置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。 (2) 契約書の作成を要する契約であって、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。 10 その他 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(6)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。 契約に関する事務を担当する組織 (1) 名称 北海道道立病院局経営企画課 (2) 所在地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目 (3) 電話番号 011-204-5295 11 Summary A Nature and quantity of the products to be procured : Internal medicines and so on 374 items B Bid tendering date and time : 9 : 30 A.M., May 15, 2025 (If mailed, bids must arrive no later than May 14, 2025) C Contact : Bureau of Prefectural Hospitals,Hokkaido Government, Kita 3-jo Nishi7-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8588 Japan Phone : 011-204-5295 北海道道立病院局告示第11号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 令和7年4月4日 北海道病院事業管理者 井上 聡 巳 1 落札に係る物品等の名称及び数量 A 重油（1リットル当たりの単価） 1,150,000リットル 2 落札を決定した日 令和7年3月13日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏名 釧路アポロ石油株式会社 (2) 住所 釧路市宝町2番2号 4 落札金額 90.10円 5 契約の相手方を決定した手続
--	--

一般競争入札 6 一般競争入札の公告 令和7年1月24日付け北海道道立病院局告示第1号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道道立病院局総務課 (2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目	北海道教育庁石狩教育局長 行 徳 義 朗 1 落札に係る物品等の名称及び調達予定数量 (1) A重油（A地区）（JIS1種（硫黄含有率0.5%以下））（1リットル当たりの単価） 392,000リットル (2) A重油（B地区）（JIS1種（硫黄含有率0.8%以下））（1リットル当たりの単価） 826,000リットル (3) A重油（C地区）（JIS1種（硫黄含有率0.8%以下））（1リットル当たりの単価） 679,000リットル (4) A重油（D地区）（JIS1種（硫黄含有率0.8%以下））（1リットル当たりの単価） 566,000リットル (5) A重油（E地区）（JIS1種（硫黄含有率0.8%以下））（1リットル当たりの単価） 515,000リットル (6) A重油（F地区）（JIS1種（硫黄含有率2.0%以下））（1リットル当たりの単価） 397,000リットル (7) A重油（G地区）（JIS1種（硫黄含有率2.0%以下））（1リットル当たりの単価） 740,000リットル
道教育委員会教育長告示	
北海道教育委員会告示第34号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 令和7年4月4日 北海道教育委員会教育長 中 島 俊 明 1 落札に係る物品等の名称及び調達予定数量 Microsoft 365 A1 for Devices for faculty 72ヶ月 1,554ライセンス 2 落札を決定した日 令和7年3月27日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 大丸株式会社 (2) 住 所 札幌市中央区南1条西3丁目2番地 4 落札金額 9,401,700円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 令和7年2月14日付け北海道教育委員会告示第8号 7 契約に関する事務を担当する組織 (1) 名 称 北海道教育庁学校教育局特別支援教育課 (2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目	2 落札を決定した日 令和7年3月11日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 1の(1)から(3)及び(6)、(7) ア 氏 名 北海道エナジティック株式会社 イ 住 所 札幌市白石区東札幌3条1丁目1番18号 (2) 1の(4)、(5) ア 氏 名 札幌第一興産株式会社 イ 住 所 札幌市中央区北4条西16丁目1番地 4 契約単価 (1) 1の(1) 90円50銭 (2) 1の(2) 90円70銭 (3) 1の(3) 92円20銭 (4) 1の(4) 89円80銭 (5) 1の(5) 89円80銭 (6) 1の(6) 88円80銭 (7) 1の(7) 90円50銭 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
道教育庁教育局告示	
北海道教育庁石狩教育局告示第81号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 令和7年4月4日	

- 6 一般競争入札の公告
令和7年1月28日付け北海道教育庁石狩教育局告示第39号
- 7 契約に関する事務を担当する組織
- (1) 名 称 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室
- (2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目

北海道教育庁石狩教育局告示第82号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。
令和7年4月4日

北海道教育庁石狩教育局長 行 徳 義 朗

- 1 落札に係る物品等の名称及び調達予定数量
- | | |
|--------------------------|-------------|
| (1) 灯油（A地区）（1リットル当たりの単価） | 101,400リットル |
| (2) 灯油（B地区）（1リットル当たりの単価） | 100,300リットル |
| (3) 灯油（C地区）（1リットル当たりの単価） | 149,500リットル |
| (4) 灯油（D地区）（1リットル当たりの単価） | 140,200リットル |
| (5) 灯油（E地区）（1リットル当たりの単価） | 92,200リットル |
| (6) 灯油（F地区）（1リットル当たりの単価） | 84,600リットル |
| (7) 灯油（G地区）（1リットル当たりの単価） | 61,200リットル |
- 2 落札を決定した日
令和7年3月11日
- 3 落札者の氏名及び住所
- (1) 1の(1)
- ア 氏 名 株式会社常盤興産
- イ 住 所 北広島市大曲幸町2丁目3番地12
- (2) 1の(2)及び(3)及び(5)及び(6)
- ア 氏 名 三谷石油株式会社
- イ 住 所 岩見沢市美園4条1丁目2番4号
- (3) 1の(4)及び(7)
- ア 氏 名 ミナミ石油株式会社
- イ 住 所 札幌市北34条東24丁目1番1号
- 4 落札金額
- (1) 1の(1) 96円80銭
- (2) 1の(2) 96円80銭
- (3) 1の(3) 94円80銭
- (4) 1の(4) 97円39銭

- (5) 1の(5) 95円80銭
- (6) 1の(6) 95円30銭
- (7) 1の(7) 97円39銭
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
令和7年1月28日付け北海道教育庁石狩教育局告示第40号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名 称 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室
- (2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目

北海道教育庁後志教育局告示第23号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。
令和7年4月4日

北海道教育庁後志教育局長 岡 内 誠

- 1 入札に付する事項
- (1) 調達をする物品等の名称及び数量
学習用システムパーソナルコンピュータの賃貸借一式（1月当たりの単価） 3台分
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
- (3) 納 入 期 限 令和7年8月1日
- (4) 契 約 期 間 令和7年8月1日から令和12年7月31日まで
- なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。
- (5) 納 入 場 所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。
- (1) 令和7年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の賃貸借の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備

されていることを事前に明らかにした者であること。

- (5) 当該調達をする物品等に関し、仕様書に記載の要件等を満たしていることを事前に明らかにした者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和7年4月4日（金）から同月23日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで。

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 044-8544 虻田郡倶知安町北1条東2丁目
北海道教育庁後志教育局道立学校運営支援室

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道教育庁後志教育局道立学校運営支援室

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 虻田郡倶知安町北1条東2丁目 後志合同庁舎3階1号会議室（送付による場合は、郵便番号 044-8544 虻田郡倶知安町北1条東2丁目 北海道教育庁後志教育局道立学校運営支援室）

- (2) 入札日時 令和7年5月16日（金）午後2時（送付による場合は、同月15日（木）午後5時までに必着）

- (3) 開札場所 (1)に同じ。

- (4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

- (1)ア 名称及び数量 北海道小樽潮陵高等学校 学習用システムパーソナルコンピュータの賃貸借一式（1月当たりの単価） 10台分

イ 予定時期 令和7年4月頃

- (2)ア 名称及び数量 北海道小樽未来創造高等学校 C A Dシステムの賃貸借一式

（1月当たりの単価）42台分×2

イ 予定時期 令和7年5月頃

- (3)ア 名称及び数量 北海道小樽未来創造高等学校 学習用システムパーソナルコンピュータの賃貸借一式（1月当たりの単価） 84台分

イ 予定時期 令和7年5月頃

- (4)ア 名称及び数量 北海道小樽水産高等学校 学習用システムパーソナルコンピュータの賃貸借一式（1月当たりの単価） 42台分

イ 予定時期 令和7年5月頃

- (5)ア 名称及び数量 北海道余市紅志高等学校 学習用システムパーソナルコンピュータの賃貸借一式（1月当たりの単価） 42台分

イ 予定時期 令和7年5月頃

8 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 4に同じ。

- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道教育庁後志教育局のホームページ（<https://www.dokyo.i.pref.hokkaido.lg.jp/hk/sbk/nyuusatsujyouhou.html>）においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。（落札者は、落札決定後速やかに契約の締結方法について、書面で行うか契約内容を記録した電磁的記録で行うかを申し出ること。）

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道教育庁後志教育局道立学校運営支援室

- (2) 所在地 郵便番号 044-8544 虻田郡倶知安町北1条東2丁目

- (3) 電話番号 0136-23-1979

12 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured : Lease of Personal Computer and peripheral devices 3 sets B Bid tendering date and time : 2 : 00 P.M., May 16, 2025 (If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., May 15, 2025) C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Shiribeshi District, Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Kita 1-jo Higashi 2-chome, Kutchan-cho, Abuta-gun, Hokkaido 044-8544 Japan Phone : 0136-23-1979 北海道教育庁オホーツク教育局告示第22号 次のとおり随意契約の相手方を決定した。 令和 7 年 4 月 4 日 北海道教育庁オホーツク教育局長 松 橋 朗 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量 (1) 学習用システムパーソナルコンピュータ賃貸借 一式（1 月当たりの単価）126台分 (2) 学習用システムパーソナルコンピュータ賃貸借 一式（1 月当たりの単価）24台分 (3) 学習用システムパーソナルコンピュータ賃貸借 一式（1 月当たりの単価）42台分 2 随意契約の相手方を決定した日 令和 7 年 3 月24日 3 随意契約の相手方の氏名及び住所 (1) 氏 名 NX・T Cリース&ファイナンス株式会社 (2) 住 所 東京都港区東新橋1丁目5番2号 4 随意契約に係る契約金額（1 月当たりの単価） (1) 1 の(1) 79,200円 (2) 1 の(2) 17,050円 (3) 1 の(3) 23,826円 5 契約の相手方を決定した手続 随意契約 6 随意契約によった理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372号）第11条第 1 項第 1 号の規定による。 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道教育庁オホーツク教育局道立学校運営支援室 (2) 所在地 網走市北 7 条西 3 丁目	道 公 安 委 員 会 規 則 金属くず回収業に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和 7 年 4 月 4 日 北海道公安委員会委員長 吉 本 淳 一 北海道公安委員会規則第 9 号 金属くず回収業に関する条例施行規則の一部を改正する規則 金属くず回収業に関する条例施行規則（平成29年北海道公安委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。 第 2 条の 2 中「第 4 条第 7 号」を「第 4 条第 8 号」に、「行う事」を「行うこと」に改め、同条を第 2 条の 3 とし、第 2 条の次に次の 1 条を加える。 （暴力的不法行為その他の罪に当たる行為） 第 2 条の 2 条例第 4 条第 3 号の公安委員会規則で定める行為は、古物営業法施行規則（平成 7 年国家公安委員会規則第10号）第 1 条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。 第 3 条第 2 項第 1 号イ中「第 8 号」を「第 9 号」に改め、同項第 2 号エ中「第 7 号」を「第 8 号」に改める。 第10条の 2 中「行う事」を「行うこと」に改め、同条を第10条の 3 とし、第10条の次に次の 1 条を加える。 （氏名等の閲覧） 第10条の 2 条例第11条第 2 項の公安委員会規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。 (1) 常時使用する従業員の数が 5 人以下である場合 (2) 当該金属くず回収業者が管理するウェブサイトを持していない場合 2 条例第11条第 2 項の規定による公衆の閲覧は、当該金属くず回収業者のウェブサイトへの掲載により行うものとする。 第11条を第11条の 2 とし、第10条の 3 の次に次の 1 条を加える。 （確認の方法等） 第11条 条例第13条第 1 項第 1 号の規定による確認は、身分証明書、運転免許証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードその他の相手方の住所、氏名及び年齢又は生年月日を証する資料（一を限り発行又は発給されたものに限る。）の提示を受け、又は相手方以外の者で相手方の身元を確かめるに足りるものに問い合わせることによりするものとする。 2 条例第13条第 1 項第 2 号に規定する署名は、当該金属くず回収業者又はその代理人、使
---	---

用人その他の従業者の面前において万年筆、ボールペン等により明瞭に記載されたものでなければならない。この場合において金属くず回収業者は、当該署名がされた文書に記載された住所、氏名又は年齢が真正なものでない疑いがあると認めるときは、前項に規定するところによりその住所、氏名又は年齢を確認するようにしなければならない。

第17条を削る。

別記第13号様式を削る。

附 則

この規則は、令和7年7月1日から施行する。
